

受理年月日	令和3年12月27日	所管委員会	総務財政委員会
番号	3年 陳情 第31号		
件名	前福祉事務所ケースワーカーへの事情聴取、懲戒処分について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>		
分割送付	なし		
要旨	<p>前[]福祉事務所[]課ケースワーカーが出庁後、すぐ私に電話をするよう、ほかのケースワーカーに伝言していたにもかかわらず、すぐに電話をしなかった。前ケースワーカーは、後日私に謝罪を行ったと主張するが、私は認識がなく平行線であった。客観的証拠を提示するよう再三再四要請したにもかかわらず、提示を行わなかった。また、改めての謝罪は行わなかった。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. 上記により精神的苦痛を強いられたため、前[]福祉事務所[]課ケースワーカーへの事情聴取と懲戒処分を行うこと。</p>		

令和3年12月27日

福岡市議会議長

伊藤 嘉人 様

陳情者

住所

[Redacted address line 1]

[Redacted address line 2]



陳情の趣旨

(現) [] 課 (前) [] 課 CW

[] の職務に関し、陳情を行うものである

陳情事項

[] の出庁後、すぐ電話を私にするよう他の CW に伝言していたにも拘らず、直ぐに電話をしなかった

[] は、後日私に謝罪を行ったと主張するが、私は認識が無いと平行線であった

私が、客観的証拠を提示するよう再三再四の要請にも拘らず提示を行わなかったし、改めての謝罪を行わなかった

以上のことから公務員の資質に欠ける

要望事項

上記により、私は精神的苦痛を強いられた

よって、本人への事情聴取並びに懲戒処分を求めるものである。